

# 高齢社会と教育 II

— 高齢社会と女性の教育 —

横山 ひろみ

私は前稿（高齢社会と教育 I - 高齢社会と子どもの教育 -）<sup>(1)</sup> において、急激な高齢化、少子化が迫る日本社会の中で、その社会を将来にわたって支えてくれる子ども達を育てるためには、我々はどうのような観点から子どもの教育をとらえるべきかを探った。子ども達が生まれながら持っている、伸びようとする力を育み、それを社会認識へと向けさせ、高齢社会を支える大きな力となるような人間性の確立について考察した。今回はそれと関連して、高齢社会の中で女性の人生はどのように変化するか、そのような時代に女性に求められる教育とはどのようなものか、考えてゆきたい。

## I 女性のライフサイクルの変化

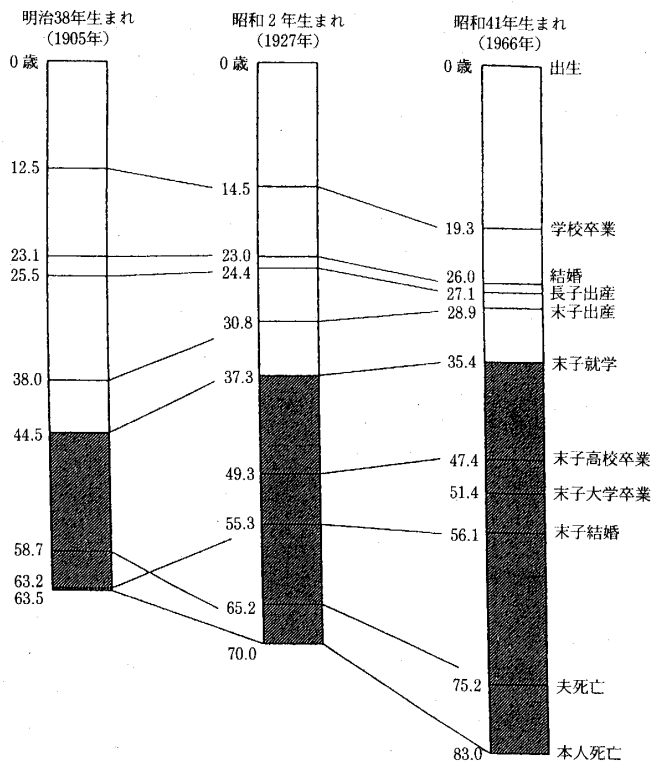
まず時代別の女性のライフサイクルの変化を見ることにする。図1は1905年生まれから1966年生まれに至る日本女性の平均的なライフサイクル表である。特に、子育て期間と、寿命との関係に注目したい。

1905年生まれの女性は、末子就学が44歳で、寿命が63歳。末子が成人する頃に亡れている。しかも、彼女達は12年間にわたって子どもを生み、その間農業や家業や家事仕事にも従事しながら、家族と共に子どもを育てていた。洗濯機、炊飯器、冷蔵庫など、電化製品は元より水道さえ無い時代に、家事をし、出産、育児をして家業にも従事していたのである。

一方1966年生まれの女性は、末子就学が35歳で、寿命が83歳。しかもこの世代の女性は専業主婦が多い。家事労働は、1905年生まれの女性からみれば想像を絶する程の機械化が実現している。ボタン一つですべて機械がしてくれる便利な電化製品

の数々に加えて、何でも手に入るスーパー、半調理食品の充実など家事仕事は非常に楽なものとなった。その上、子どもを生むのは2年間弱。末子就学後の48年間、末子中学入学後でも42年間の長い年月を、いかに充実して過ごすかが問題となっているのである。

図1 <女性のライフサイクルの変化>



資料出所：厚生省「人口動態統計」「簡易生命表」「出産力調査」  
文部省「学校基本調査」

(注) このモデルの出生年は、昭和3年、25年、平成4年の平均初婚年齢から逆算して設定した。学校卒業時は、初婚年齢の人が実際進学する年の進学率をもちい、他のライフステージは婚姻時における平均値を基に作成したものである。

しかも女性の寿命の伸びは著しく、夫と死別して女性が1人で生きる寡婦期間が約8年間ある。高齢男性の1人暮らし数が29万5千人であるのに対して、高齢女性の1人暮らし数は161万3千人に上り、男性の5.4倍である。1人暮らしの高齢者

のほとんどが女性であり、それは高齢女性の悲惨さにつながっている。75歳以上の女性の自殺死亡率は世界第2位である。それは主として女性が社会的にも無力な存在となっていることに原因がある。(2) 女性は常に誰かに支えられないと生きてゆけない存在であり、その支えを失った時点で経済的にも精神的にも生きる術を失ってしまうという現実がある。1905年生まれの女性の長年にわたる出産、育児と、過酷な家事労働と農業、家業に追われ、子の成人と同時に人生を終えた事実に対して、1966年生まれの女性の短い出産、育児期間の上に、軽減された家事労働、しかも子育てが一段落してから半世紀近い人生に恵まれていながら、悲惨な老後の現実。その意味で、高齢社会は女性が83年の長き人生をいかに主体的に生きるかという問題と密接にかかわってくるのである。

## II 経済的要因の変化

### 1. 国家財政の衰退

高齢化へと突き進んでゆく日本にあって、それと時期を合わすように、重大な経済的問題が存在していることを見逃してはならないであろう。それは日本経済の現状である。バブル景気の反動としての企業倒産の続発、東西体制崩壊後の世界的な不況、アジア各国の経済進出に伴う国内産業の空洞化、すべてが経済活動の停滞、出口の見えない不況へと続いているのである。その中にあって、日本の赤字国債の発行残高が240兆円を越え、巨額な財政赤字が経済活動の大きな衰退要因となっているのである。現在政府の最大の課題は膨大な赤字国債を抱えた日本経済の建て直しであり、政府は行政改革と銘打ってそれに取り組む姿勢を示しているが、それは日本経済のみならず、国民生活に、そして女性の生き方へも大きな影響を及ぼすことを見逃してはならないのである。

行政改革では、歳出予算の肥大化を防ぐために各省庁の統廃合や、前年度基準の予算方式の変更等、予算緊縮化を提案しているが、それと同時に

国民に向けての様々な公的支出の削減を打ち出し、その上に増税を始めとする大幅な負担を求めているのである。

### 2. 高齢福祉への負担

しかしこのような国家経済の悪化の中で、高齢社会は刻々と近づいている。まず急増する高齢者、要介護者等を受け入れるための施設、設備、人員の確保、ソフト面として多様な介護を提供するための総合的なケアシステムの確立など、国の経済活動縮小の只中にあって、高齢者向け医療、福祉システムは膨大な資金投資を必要としているのである。財政再建と、高齢社会への投資に同時に対処するために、いかなる政策を打ち出すかが、大きな課題となっているのである。

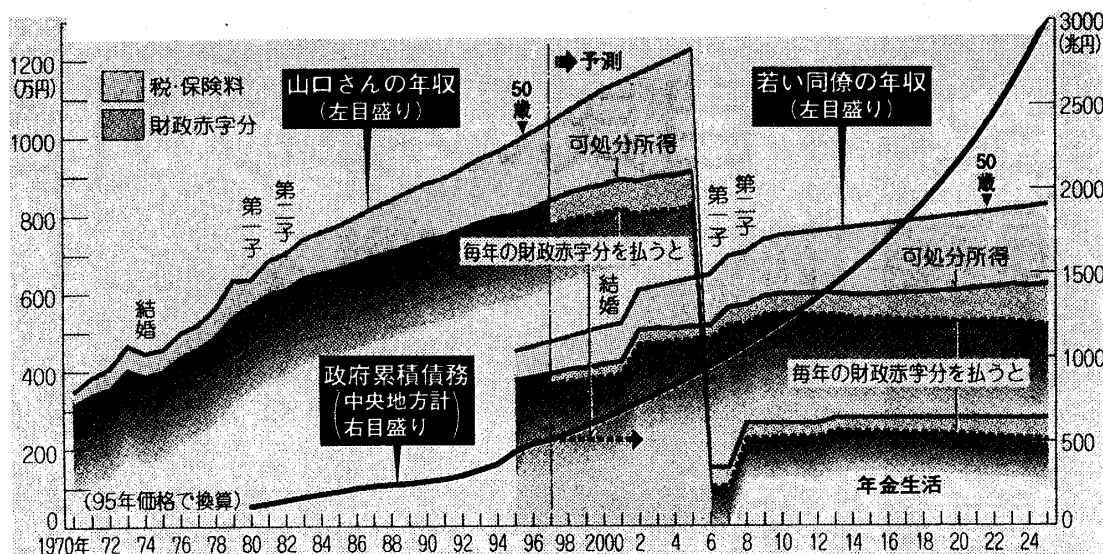
しかも少子化の影響も見逃してはならない。年金制度は、年金受給世代を次世代が支えるシステムによって運営されているが、人口構造の逆ピラミッド化により年金制度も大きな危機にさらされているのが現状である。よって支給開始年令の引き上げが実施され、今後は年金額減額や、国民年金の第3号被保険者の特典廃止も検討されているのである。

### 3. 国民生活の緊縮化

以上のような日本経済の窮状は、国民生活に具体的にどのような影響を及ぼすのであろうか。特別減税の廃止、一般消費税率の引き上げ、社会保険料、医療保険料の引き上げ、各種補助金削減などである。国民の負担は増すばかりである。図2<sup>(3)</sup>は、通産省のデータ「経済長期予測モデル」をもとに、サラリーマンの将来の収入を予測したものである。年毎の年金、医療保険料の上昇を加味して、年収と実際の可処分所得が示されている。現在52歳A氏と、25歳B氏の2人のサラリーマンについての予測表である。共通した傾向として、年収が増加するのに対して実質的な可処分所得が低下、停滞している。

社会の高齢化のため、年金保険料は2002年に収入の29%（本人と企業計）を突破、最高で38%に

図2 サラリーマン版 危機のシナリオ (通産省データで試算)



なる。医療保険料も現行8.5% (同) から最終的には22%弱に。2025年の仮想消費税率は28%にもなると予想されている。しかし国民の負担が重くなるにもかかわらず、政府累積債務は増加し続け、2025年には3000兆円と、10倍増になるという。この状況の下で、特に今後、社会を荷ってゆく世代の例として挙げられる25歳のサラリーマンB氏の将来収入の予想は過酷である。11年後、36歳時の可処分所得は約600万円。その後もその額は上らず、50代に入ってもそのままなのである。現在の50代サラリーマンA氏の金額900万円と比べてもその差は歴然としている。今後の国民生活の窮状が如実に表れている。このことからみても、各家庭における収入の拠り所についての認識も大きく変えざるを得ないことがはっきりと理解されるのである。

### III 専業主婦としての生き方

#### 1. 専業主婦の出現と現状

A氏のこれまでの年収に代表されるように、戦後長年続いた高度成長経済の中にあっては、サラリーマンの年収は順調に伸び続け、家庭において夫の収入は、すべてをまかなう拠り所として十分であった。その結果、この時代の日本女性にはひ

とつの共通した生き方が定着した。専業主婦である。好景気の中で、夫は企業利益のために仕事に専念し、年功序列、終身雇用制に守られて、着実に家庭に収入をもたらした。一方夫を企業に送り出した妻は、その収入を元に基地となる家庭を整え、夫を迎えることに専念するのであった。実際生産年齢人口が過剰であり、男性のみで労働に必要な人口が十分満たされたこの時代にあって、同じく生産年齢にある女性達が専業主婦になっていったのは、ある意味での失業者対策であるという見方もある。<sup>(4)</sup>

夫が働きに出、妻が家庭を守るという役割分担は、企業経済社会の効率の面では都合の良いものであった。しかし、労働時間過多により夫が家庭で過ごす時間はわずかとなり、結果として夫は家庭に自らの居場所を無くし、妻は一日中子どもと向き合い、孤独の中で育児の責任を背負い込み、育児ノイローゼ、母原病の恐怖に直面することになった。こうした夫は、定年を前にして家庭にも社会にも自らの居場所が見つからず、妻は、子育てを終えた後は、趣味やパート勤務では飽き足らず社会の中での自分の位置付けを模索する。人生後半においても夫には経済的自立はあるが日常生活の自立は無く、妻には日常生活上の自立はあるが経済的自立が無いという、役割分担の結果として双方の自立の欠如が問題となっているのである。

しかしその歪みはさて置いて、高度成長経済の中での専業主婦は、夫の安定した収入に守られて自らに経済的責任を課す必要も無く、家庭で暮してゆくことができたのである。

ところがここ数年で日本経済が急激に不況に転じ、経済停滞は恒常化し、国の財政は悪化、それに追い打ちをかけるように高齢化、少子化による国民の負担増が迫っているのは前述の通りである。高齢社会が女性にもたらす影響は、単に寿命が長くなるだけではない。こうした日本社会の厳しい将来像は、女性の生き方にも様々な変更を迫っていることを見逃してはならないのである。今や半世紀にわたって既婚女性の多数を占めた専業主婦、そして夫は仕事に専念し、妻は家庭を守るという性的役割分担の概念はもはや通用しにくくなってきたのである。この変化の根底にある原因について分析してみよう。

## 2. 家計収入の減少

まず家計を支える夫の収入に関する変化である。前出の図2において現在25歳のB氏の収入予測が、今後のサラリーマンの典型としての示唆を与えてくれる。36歳から55歳まで約20年間、可処分所得は増えることなく、600万円のままであるとされている。国の毎年の財政赤字分の負担を加えると500万円近くまで所得減になるという、生活設計さえ成り立たない厳しい現実が待ち構えていることが理解される。

更に雇用形態にも既に変化がみられる。従来のサラリーマンに対する終身雇用制、年功序列制が見直されようとしているのである。経団連のこうした方針は、契約制、能力制に道を開くものであり、既にいくらかの企業では実施されている。従来の、定年まで保証される収入、毎年上がる年収は現実のもでなくなる可能性が強い。これはサラリーマンの背後にある家計にも重大な影響を及ぼすものである。

増大する税負担、保険料の負担、それに伴い長年勤めても増えない年収、しかも終身雇用、年功序列制の見直しで、その収入源さえ失う可能性も

あるとすれば、もはや夫一人の収入で家族全員を養い続けるという構図は現実味の乏しいものになりつつある。家庭内の唯一の働き手に恒常的な安定した収入の保証が無くなった時、別の生産年齢者、つまり妻もまた本気で収入の道を用意せざるを得なくなるであろう。

## 3. 専業主婦優遇措置の見直し

次に専業主婦に対する優遇措置に関してみてみよう。100万円以下の年収の場合、妻は夫の扶養家族となり、税金を免除され、しかも夫の年収から配偶者控除として35万円が控除される。これは専業主婦としての特典である。しかし現実問題として、妻が働いて年収が100万円を越えると、扶養家族としての控除が無くなり、夫の手取り額が減少する。又家族手当、扶養手当がカットされる場合もある。実質的には妻が140万円以上の収入がないと家庭の収入は減少するとされており、女性の勤労意欲を削ぎ、女性の低賃金、男女間賃金格差の一因とも言われているのである。

もうひとつの特典として、年金の保険料免除もある。専業主婦は国民年金の第三号被保険者として、年金の保険料の納付が免除されている。その分の保険料は、配偶者が加入している厚生年金や共済年金の保険料でまかなわれている。つまり他のすべての年金加入者が専業主婦の保険料を肩代りしていると言え、その総額は年間1兆6千億円に上るといえる。

しかしこれらの税制、年金上の特典は今、見直しが迫られている。つまりパート100万円の壁と称される扶養控除は、結局は女性の社会進出を妨げ、税収をも圧迫するものであるし、また年金保険料の免除は、将来的な年金の原資不足から、到底無理なことであろう。落合恵美子氏は、「いまや専業主婦は社会全体にとっても『ぜいたく品』になりつつある。」<sup>(6)</sup>という。しかも将来の社会には、もはやそのぜいたく品を養う力は無いのである。その結果、現在家族単位で扱われている税制、年金システムを、個人単位に代えようという提案がなされている。近い将来、このような特典

も廃止される方向にむかうであろう。そうなれば女性達は、100万円以下の低賃金労働に自ら甘んじていることを止め、積極的に働き、税金も年金も自らの力で支払うことになるであろう。

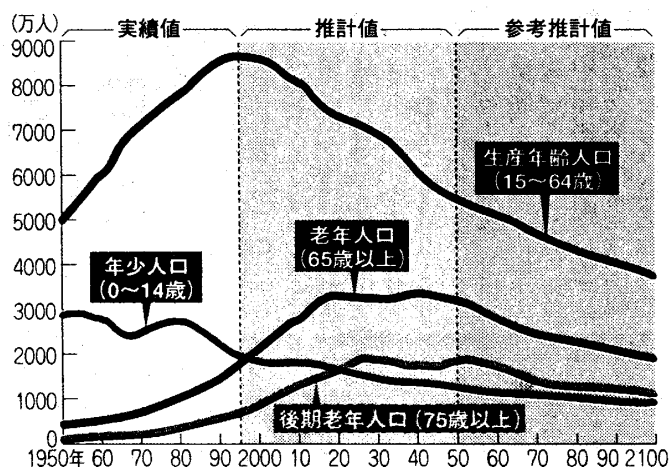
#### 4. 女性労働の必要性

更に将来の高齢社会において、労働人口が欠如することも予想せねばならない。図3<sup>(6)</sup>でも明らかのように、本年中(1997年)に老年人口と年少人口が入れ代わり、本年を境に老年人口は大幅に増加し、2025年には全人口の1/4、2050年には全人口の1/3を占めるという。それと共に、我々は生産年齢人口の予測に注目せねばならない。生産年齢人口は1995年をピークに急激に下り始め、2050年には4割減となる。慢性的な労働者不足に加えて全人口の1/3を占める高齢者、しかもその半数以上、つまり全人口の1/6は75歳以上の後期老年者であるとすれば、国の経済活動を維持しつつ更に介護が必要となる高齢者を支えてゆくために、生産年齢にあたる人々は、男女を問わず働いて社会を支えねばならないであろう。

女性は日本の経済と、高齢者と、そして自らの老後を支えるためにも社会の中で十分に働かねばならないであろう。その意味で、政府や地方自治体は様々な提案を行っている。例えば、兵庫県が行う「男女共生のまちづくり提案」においては、「男女ともが働くことを前提にした労働システムと社会システムを」と題して、性別役割分担にとられない意識づくり、女性労働力の有効なる活用をうたっている。

そこでは、「『男は仕事、女は家庭』という『性別役割分担』意識が、まだ根強くあるために、事業主、男性労働者のみならず、女性自身も、自分の仕事を補助的なものとして位置づけてしまいがちです。そのことが女性たちの老後の経済的保障まで危うくさせています。」「男女ともが子育てをし介護をしながら、なおいきいきと働き得る環境をつくります。」という提案も、こうした将来的な厳しい展望の下での必然的な社会の要請によるものと言えよう。

図3 年齢別人口の推移と推計の結果



#### 5. 離婚における破綻主義の採用

専業主婦の不安材料として大きな影響を与えるのは、民法770条、離婚原因についての改正案であろう。1995年に法務大臣の諮問機関である法制審議会民法部会は、「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案」を公表し、改正要綱案の作成を進めているが、夫婦別氏等の条項と共に、民法770条の離婚原因にも改正が加えられるとしている。つまり離婚原因として、「5年以上継続して共同生活をしていないとき」を新たに加える。従来の法律では離婚原因を作った方からの一方的な離婚請求は認めない「有責主義」が採用されていたが、今回は、5年以上結婚が実体を伴わないなら解消すべきだという「破綻主義」が採り入れられている。

この改正は、従来は例えば妻が夫の不貞に直面しても、妻の座を脅かされることはなかったが、今後は5年間の結婚生活破綻の事実さえあれば、妻の座も無くなってしまふことを意味し、経済力を持たない専業主婦にとっては、大きな危機となる可能性が強い。年間の離婚件数が年々増加の一途をたどり、年間19万組、平均2分40秒に1組が離婚している現在、結婚はもはや永久就職ではあり得ないし、ましてや専業主婦のリスクは年々高まっていると言えよう。

## 6. 国際条約の批准

このような状況の下で、社会の中では仕事を持ち人生を通じて働き続けようとする女性が増加している。更に近年日本が批准した国際条約も、女性達の社会での活躍を保証する意味で、国内法、国内政策推進に向けて大きな強制力を発揮しつつある。まず1985年に日本が批准した国連の「女性差別撤廃条約」においては、男女平等や女性差別禁止を憲法、その他の法律に組み入れる、男女の伝統的な役割に基づくあらゆる慣行を撤廃する、子どもの養育は男女および社会全体が共に責任を負うこと、教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃などが規定されている。

この条約は締結国に大きな拘束力を持つため、日本では批准の翌年に「男女雇用機会均等法」が制定され、1992年の「育児休業法」の制定等、法整備によって女性の社会進出に次々と道を拓いている。高校における家庭科の男女共修もこの条約批准に伴って実施に移された。

又、1995年に批准された「ILO国際労働条約第156号、165号（家庭的責任を有する労働者である男女労働者の機会均等及び平等待遇に関する勧告）」では、子どもや高齢者といった、家庭で責任を持って面倒をみなければならない者を抱えて働く男女労働者に対する差別を禁じ、家庭と仕事が両立するよう様々な支援体制を整備することを規定している。この条約の拘束力により、女性の仕事と家庭の両立、男女間における家庭的責任の分担、働く夫婦の子育てや高齢者介護への公的支援等が、社会の中で普遍的なものとなるであろう。

## 7. 専業主婦の減少化

以上のように、日本経済の慢性的不況、国の財政危機、高齢者比率の激増、それらによる国民負担の増大、サラリーマンの可処分所得の停滞、将来への保証のない雇用形態、生産年齢人口減、民法改正に伴う離婚のリスク増、国際条約批准に伴う、男女共生社会の保証、女性の社会進出の推進、家庭と仕事の両立への支援策等、将来の日本経済

の展望が閉ざされた中で、女性はもはや従来のように専業主婦として家庭に留めることは困難であることを示している。

日本の将来を拓いてゆくためには、女性達は夫や国家の保護の下から抜け出して、何らかの仕事をもち、経済力を持ち、税金、年金等国民としての負担も自らで十分に引き受けて、自立に向けて自助努力した上で、社会を支える確かな力、立派な社会人となることが求められているのである。

## IV 今求められる女性教育

### 1. 的確な女性情報の教育

では今、女性達は上記のことを理解して、立ち上り、行動しているのでしょうか。否、残念ながらできていないのが現状である。それには2つの要因が考えられる。そこから必然的に女性教育の方針が明らかになるのである。

まずひとつは、今の女性達、特に若い女性、中高年の女性は、このような自らが暮らす社会の諸問題、将来的な問題、女性の立場の変化、女性に求められる責務等についてはほとんど無知であるという事実である。つまり女性に関する現実的情報は、当の女性達に届いていないのである。

世間には様々な種類の女性向けの週刊誌、月刊誌が出版され、その数は90にも上り、書店の店頭にあふれている。しかしその内容は十年一日の如く、ファッション、趣味、芸能界といった虚飾的な話題ばかりで、品格を持って自立した社会人としての女性に向けた内容は実に乏しいのが現状である。実際、今般マガジンハウス社（旧平凡社）社長に就任した吉森規子氏は、雑誌出版者の側からの反省も込めて、いみじくもこう語っている。「最近の女性誌はどれもファッション・メイク、食べ物のことばかり。女性として働いて生きていく上で切実なことが語られていない。」<sup>(7)</sup> しかも彼女達は新聞さえ十分に読んでいないのである。

かくして彼女達の多くは、従来通りの豊かな日本、ぜいたくな生活、経済的、精神的に夫に依存

する専業主婦の将来的安定を信じ続けているのである。これでは、大きな力となって社会を支えることが求められている当の女性達が、それに応え、行動を起こす術も無いのである。

——社会の現実、その将来像を的確に見据えて、女性を取り巻く現状、その将来的責務を十分に理解した上で、自らの生きる方向性を追求させ、自立した社会人を目指させる。——

ここに女性教育に求められる第一の目標が設定されるのである。これは若い女性達に限らない。現在子育て中の女性、社会に巣立とうとする娘や息子を持つ母親等、あらゆる年代の女性がこのような知識を持ち、女性の自己実現の必要性を理解することが切実に求められているのである。自らの人生の選択に直面する若い世代のみならず、それより上の年代の女性にもこの教育が必要であるのは、女性は次世代の養育に大きな影響力を持つからである。

前述のごとく、今急激に女性の生き方は変化を余儀なくされている。子どもに影響を与える母親の立場にある女性はすべて、その時代の変化、将来の問題を冷静に判断して、子どもの将来について適切な助言を与えてやらねばならないからである。母親の時代のままで意識が停滞し、自らと同じ尺度で息子を、娘を再生産する危険は避けなければならないのである。この意味でも、的確な女性情報を与える女性教育は、あらゆる世代において重要かつ緊急なものとなっているのである。

## 2. 自立意識の教育

では、前述の教育によって社会の現実、その将来を確かに見据える力、女性の現状の変化をも理解する力、自らの将来への判断力も与えられた女性が、現実問題として次の段階として社会の中で責任を持ち、自立して生きてゆくことができるであろうか。ここにもうひとつの問題が現われる。女性の深層心理の中にそれを拒絶するものが存在するのである。それはコレット・ダウリングが指摘する、シンデレラ・コンプレックスと言われるものだ。<sup>(8)</sup>「いつも誰かに頼っていたい。」「女の

子だから、自分で責任を持って生きてゆくのはこわい。」といった心理が心から離れず、自立し、行動することを拒否するのである。

日本の女性には、伝統的な面で特に深くこのコンプレックスが滲み込んでいると思われる。幼い頃から「女の子だから可愛く」「人の気に入るように」「素直に」「ひかえめに」と言われて育てられて来た女性が、成人した時点で、ひとりの大人として自立して生きてゆくことを決意しても、いざ踏み出そうとすると心の奥底に無意識のうちに堆積していたシンデレラ・コンプレックスが、依存心、恐怖心として心をおびえさせ、結果として実現に踏み出すことができないのである。これは当然の結果であろう。女の子は素直なお嫁さんになることを目指して育てられた、日本の伝統的要因によるものであろう。しかも戦後長く続いた高度成長経済の中で、父母の性別役割分担の姿を見続け、専業主婦の母親を当然視し、自らの将来像もそれに重ねて育ってきた少女達にとっては、尚更深刻な心理的要因なのである。

日本の将来のためにも、少女期における女性教育の視点は、シンデレラ・コンプレックスを持たせない方向へ導いてやる必要があるであろう。これが第2の女子教育の目標である。つまり、女子に対して幼い頃より自立心、責任感を養い、自己確立をめざす教育を行わねばならないのである。

これは将来を見据えた上での、新しい概念に依る女性教育の方針である。幼児期からの自立意識の定着なくしては、成人時の自己実現は不可能に近いのである。この場合、「子は親の後姿を見て育つ」という言葉通り、母親自身の生き方、意識を確立していることも当然必要であろう。以上これらの2つの女性教育の方針は、根本的な意識を培うという意味で、最も基本的、かつ重要なものである。

## 3. 総合的行動力を養う教育

さて次の段階として、その意識を持った女性にどのような実力を養わせる教育が必要かという問題に移りたい。つい先年まで日本では良妻賢母教

育が主流であった。女性にとって結婚は永久就職であり、それによって一生の経済的保障を得る。その代わりに家事、育児、時には家業にも専念するものであった。しかも結婚し、子どもを生んで初めて女性は社会的に認められる存在となれた。～氏の妻、～さんの母として初めて認められた。結婚適齢期は24才前後、クリスマスケーキ説が堂々と唱えられる中で、親も娘が売れ残ることを懸念して、花嫁修行として良妻賢母教育を受けさせた上で、若いうちに良い条件で嫁がせようとした。裁縫、料理等家政的分野、茶道、華道等趣味的分野の「稽古事」等であった。家庭生活に役立つ機能や趣味を身につけさせた上で、世間に受け入れられ易い可愛く、素直で、おとなしく、従順な娘が作り上げられていった。男性より上に出ることは一般的に止められた。女の子だから大学に行く必要は無いという考え方は父親を中心としてつい最近もみられる。しかし女性は20才台で結婚し、家庭内に納まり、その後家事に専念しながら一生夫によって養われ、国家制度による恩恵も受けられるといった時代は、前述のごとく既に過去のものとなりつつある。

現在では、女性は家庭を守る人であるとの認識は変更を余儀なくされつつある。仮に出産、育児のために家庭に留まる時期があったとしても、原則的には女性は生涯を通じて社会の中で活躍する人となるであろう。実際、情報化、電子化された現代社会においては、労働の質は大きく変化した。男性的な力仕事は減少し、仕事の質はソフト化され、女性にも十分こなせるものとなった。今般リクルート社の社長に就任した河野栄子氏は次のように言っている。「育った環境によって職業感が甘い女性もいる。けれど仕事といっても、重いものを持つわけではない。指先で操作するパソコンの時代です。男女に能力差はなく、個人差しかありません。」<sup>(9)</sup>

しかも第三次産業の拡大により、消費者、生活者の立場を理解した上での企画、立案、相手の立場を考慮し、アイデアを生かした上で信頼できる対人関係を確立する営業活動等が必要とされてい

る。その点でも有能な女性は社会から求められているのである。

このようにソフト化された社会で女性の人材が重要視される中で、女性も男性と同じように社会の中で活躍することを前提とした教育が必要となることは言うまでもない。それは広い意味でジャン・ジャック ルソーが『エミール』において示す自然人としての人間教育にのっとったものである。つまり人間という存在を自然人として捉え、社会の中でも完全に自立し、自らの考えを持ち、自由人としての人生を送る人間育成である。今、あえて日本女性にもそういった教育方針が求められていると言えよう。本来男性のための教育とされてきた、判断力、創造力、企画力、実行力、忍耐力を培う総合的行動力を養う教育である。

#### 4. 人格的徳性の教育

しかし今ひとつ忘れてはならないことは、日本の現状を切り拓くには、女性に男性と同じ教育を与えるだけでは足りないということである。つまり現代の社会には、金権主義、権力主義、道徳的腐敗など様々な弊害があることは周知の事実である。それらは主として男性中心の社会構造によって引き起こされた面が多い。人間を閉塞状態に追い込んだ現代社会を改革し、より豊かにするためには、是非とも賢明なる女性の視点が必要とされるのである。そのためには女性は男性とは異なった新しい視点を磨かねばならない。女性としての様々な秀でた良い面を引出し伸ばさねばならないのである。

それは女性特有の感性、洞察力、誠実さ、美意識といった人格的な内面を確立し、磨き上げることである。私の前論文<sup>(10)</sup>において指摘したことであるが、『エミール』において理想の女性として語られるソフィーへの教育に、我々はその概念を見出すことができる。つまり人間が最も人間らしく尊厳を持った存在になろうとする時、その人格の中には美しいもの、真実なるものを求め、人間を含めたあらゆる生き物に対して愛情と協調を示し、その心を謙虚に感じとり、自らの心を誠意



をもって語ることができる優れた人間性が求められる。ソフィーへの教育にはまさにそのような人間性の豊かさが追求されているのである。こうした女性特有の人格的徳性を高揚させる教育方針は、根源的な高邁な精神を磨くことを主眼としたものであり、この混迷した現代社会にこそ最も求められているものである。この社会不安の中にあっては、政治、経済、文化等のあらゆる分野において謙虚で有徳な人間的視点が必要とされている。このような人間本来の姿を重視した社会では、常に人間はどうあるべきか、どう進むべきかといった、人間観察、人間追求の視点が求められる。ここにおいてこそこれらの女性本来の特質が生かされるのである。

以上のように実際的な女性教育として、2種類の教育が必要とされる。つまり社会で活躍する男性と同様の判断力、創造力、企画力、忍耐力といった総合的行動力と、上記の女性特有の感受性、洞察力、誠実さ、美意識といった内面的徳性の力を養う教育である。この男性的行動力に女性的内面の品格が加わることによって、日本の将来的諸問題の解決へ向けての一步となるであろう。

##### 5. 実践的スキル開発の教育

また、たとえこれらの男性にも優る実力を養っていたとしても、女性には一時期ではあるが出産に伴って自らの活動を母性としての活動に譲らざるを得ない期間があることも考慮せねばならない。ILO国際労働条約第165号において、出産、育児は母親と父親に留まらず社会全体が支えるものであると規定しているが、それを持ち出すまでもなく、この極端な少子化の時代にあって、出産、育児は決して女性だけの、又夫婦だけのレベルで対処されるべきものでないことは明白である。貴重な次世代を生み、育ててくれることに対して社会が協力せねばならないのは当然である。しかし現実問題として企業意識はまだそこまで達していない。

その中において女性教育としては、出産、育児によるブランクに伴うキャリアの中断、喪失のリ

スクを少しでも補い、職場復帰や再就職に向かって普遍的なキャリア評価を確保するために、職業を視野に入れた実践的なスキル開発、特に有効な社会的資格を得させる配慮も必要となるであろう。現在育児休暇は1年間保証されているが、1年間で十分とは言い難い。育児によるブランクの期間は個人の事情によって様々であろう。しかしこの女性にとって避けがたいブランクを見越して、評価の確立した社会的資格を取得しておけば、人生後半に向かってよりスムーズな、より充実した社会復帰が可能となるのである。実践的な、より確実な実力を与える女性教育の方法論を常に視野に入れておかねばならないのである。

ところでこのような女性教育の方針を、我々は明治20年に神戸に親和女学校を設立した友国晴子氏の教育方針にも見出すことができるのである。まず彼女は、結婚後も女性が家庭内に閉じこもることなく、世間に出て公共の事業に献身することを勧めている。「去りとして只々一家を經營するのみを以て足れりとせず、進んで世の中にも出て、女の励むべき業を怠らず、内外ともに有用の人と仰がれ給はんことを祈入候。」<sup>(4)</sup> さらに教育内容も、単に家事、裁縫といった家政教育にとどまらず、女性の職場進出に対応して、珠算、簿記、タイプライターの技術教育も行われ、職に就いて自立できるよう配慮されていた。

また校風としては、人に甘えることなく自助努力する「堅忍不拔」の精神を説き、明治時代としては斬新な、人前でも堂々と自己主張できる、国際人としての日本女性を目指したのであった。しかしそれと同時に誠実さの必要性も重視し、「堅忍不拔」と共に校訓とした。「誠実を旨とし、言行に表裏なからしむことを期すべし。」

女性にも社会参加を促し、忍耐強く苦難を乗り越えることを教え、経済的にも自立できる技能を身に付けさせ、その上で人間的誠実さを説く。今から100年以上も前のこの教育方針は、現代の女性教育にも大きな示唆を与えているのである。

## 6. 教養教育

人生80年を通じて、これからの女性は家庭的、社会的に多くの仕事に携わるであろう。しかしそれだからこそ、仕事を離れて自分自身に戻り、人間性を豊かにすることも大切にしてほしい。学問の中には様々は分野がある。社会生活、職業生活とは別の視点でそれらは人々の教養を高め、人生に潤いをもたらしてくれるのである。女性達はこれらの学問に触れ、教養を高め続けて、年令を重ねると共に人生を豊かにしてゆきたい。森羅万象に思いを馳せ、人間性を高めることができる教育も是非必要なのである。

以上のように私は6項目の女性教育の方針を挙げた。

1. 的確なる女性情報を与える教育により、広く社会の現実やその将来的問題を確実に見抜き、女性を取り巻く現状、法律、国際条約に至るまでその変化を理解させ、その上で自らの生きる道を追究させる力を与えることにより、社会的存在としての自己実現を促す。
2. 自立意識の教育により、幼児期から女の子だからという依存心、シンデレラコンプレックスを与えず、意識の中に一貫して独立心、責任感を定着させ、自らの人生を自らの力で切り拓いていくという自己確立の実現へと導く。
3. 総合的行動力を養う教育によって、男性と同様の判断力、企画力、実行力、忍耐力といった社会人としての総合力を養う。
4. 人格的徳性の教育によって、女性に秀でた洞察力、感性、誠実さ、美意識といった人間的品格を磨く。この徳性と3.の総合的行動力が相乗することにより、初めて心の行き届いた社会が実現し、高齢者問題をはじめとする将来の諸問題が打開され得るであろう。

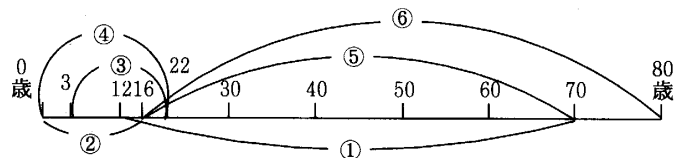
5. 実践的技能開発及び社会的資格取得により、キャリアの恒常的評価を実現させることにより、出産、育児によるブランクやハンディを克服させることが可能となろう。

6. 教養教育によって、女性の人間性が高められ、生涯教育として息長く接することにより、年齢と共に人生に豊かさが加味され、充実した高齢期の実現への助けとなるであろう。

## V. 年齢別に必要とされる女性教育

ではこれらの教育は、女性の人生のどの時期に実施するべきであろうか。それぞれに適した時期があるはずである。それについて述べてみる。

図4. 年齢別に必要とされる女性教育



### 1. 女性情報を与える教育：12才～70才

この教育は女性が自らの生き方、人生の方向を見定め、職業選択に至るのに不可欠な教育である。思春期に入る12才から、一応職業に就く22才位までは当然必要であろう。さらに、その後の人生針路変更の為にも断えず新しい情報を与え続けなければならない。特に30才以降の女性には、自らの人生の再構築への情報としてと同時に、子を持つ親として、将来の社会への的確なる視点を持って我が子を導いてやるために必要なのである。刻々と変化する社会状況の中であって、母親が自分の時代の古い人生観で子どもを導いても、成人した時点で子どもの行き詰まりを招くことになる。

時代を捉える確かな眼を、母親に与え続けることは非常に重要である。しかし子どもが巣立った後も情報は必要とされるのである。4人に1人が

高齢者となる労働人口不足を目前にして、これまで家庭に入っていた女性達の就労がまず必要とされる。しかしそれと同時に高齢者の労力もまた求められる。つまり現在生産年齢は64才までであるが、将来75才程度まで引き上げられることを見越して、女性に関する情報教育は70才程度まで必要であると考えられる。

## 2. 自立意識を与える教育：0才～16才

これは女の子が物心つく前から行う。特に両親や周囲の人々の言動や生き方から点検して行かねばならない。その意味でも大人に対する1. の情報が不可欠となるのである。また学童期からの義務教育期間においては男女平等教育の方針が大きな影響を与えることであろう。何よりもごく初期からの自立意識の育成なくしては、成人後の女性の真の自己確立は実現しない。この教育は細心の配慮を持って十分に行われる必要がある。

## 3. 総合的行動力の教育：3才～22才

幼児期においては遊びの中で、学齢期以後はクラブ活動を含めた様々な学校内外の活動で養われるものである。既成の指針にただ従うといった姿勢ではなく、自らが情報を集め、それを基に考え、判断してまとめ上げるといふ、積極的な姿勢で賢明に行動に移す力を培う教育は、社会人となる直前まで行われることが望ましい。

## 4. 人格的徳性の教育：0才～22才

女の子が物心つく以前より、感性、美意識を刺激し、洞察力を養い、誠実さは親が模範を示してやりたい。人間の品性は口で教えることはできにくいものである。幼い頃の柔軟な心は、周囲の心遣いと触れ合いの中から自然に練り上げられるものである。心映えのある環境を整えてやる必要がある。学校教育においては、女子中学、女子高校、女子大学にはそれが可能であろう。施設、慣習、人的対応などあらゆる場面において、心のこもった品格ある教育環境を用意することができるからである。

## 5. 実践的技能開発：16才～70才

女性は母性機能に基づく休職、復職等、避けることのできない職業的中断を余儀なくされることがあるが、その中断をも克服するための恒常的な技能確立は、義務教育を終えた頃から始めたい。それは12才から開始される1. の女性に関する情報教育により、自らの人生針路を見据え、将来への職業指向も明らかになってきた時期に当たるからである。社会的需要のある技能は時代と共に変化する。その変化に合わせて、この教育は女性の人生を通じて70才位まで行われるのが望ましい。特に大学等高等教育機関においては、20才前後の学生を対象とするのみならず、労働可能な70才までの多様な年代の女性が、出産、育児期をはさんで多様な再就職、社会参加を実現するための有効な実践的技能、資格などを身に付ける教育内容であるべきであろう。

## 6. 教養教育：16才～80才

職業的な労働とは別の視点からの、人間性を豊かにする教育は、時代毎の要請に的確に応えながら、思春期から老齢期までの女性の人生に合わせて、着実に用意されたい。この教育も大学等において、様々な対象、多様な需要を見極めて開かれるべきであろう。

上記の女性教育には従来学校で行われている学業は含まれていない。従来通りの教育に加えてこれらの教育が必要であると考えられるのである。これらの教育を年令別に図で示すと前頁、図4のようになる。

0才から80才に至る女性の生涯を通じて、各々の年代、ステージにおいて様々な教育が必要であることが理解される。これらの多くは男性については特に必要とされないものであろう。しかし今後の日本の高齢、少子社会を支えていくためには、

- ・伝統的な「女は家庭に居て家を守っていればよい」という役割分担意識から女性も、社会全体

も抜け出さなければならないということ

- 刻々と変化する女性を取り巻く社会の状況、法律改正等も十分に把握して対処せねばならないこと
- 出産、育児期も男性や社会の十分な協力を得て女性自らも納得のいく育て方ができ、かつその時期と並行して、又はある程度の年月の中断の後も職に復帰し、後半の人生も社会人として充実した働き方ができること
- 社会的弱者が増える時代に十分な心の温かさ、誠実さと感性を持って社会に貢献できること
- 職業遂行と同時に人生を通じて自らの教養も充実させ、心豊かな暮らしが送れること

このように実際的な面で、また精神的な面で女性に対しては様々な支援の教育が必要なのである。0才からの精神的自立の教育から、80才の教養教育まで、それはすべて系統立てて行われなければならない。

特に図4でも明白なように、16才から22才においては、女性情報の教育、総合的行動力の教育、人格的徳性の教育、実践的な技能開発及び資格取得教育、教養教育等多くの教育が集中している。まさに女子大学をはじめとする女子の高等教育機関がこれらの教育を具現化することが期待されていると言えよう。

高齢社会にあって、女子大学は女性教育の総合的かつ総仕上げの場として、社会で活躍する女性をその生涯にわたって支援する教育機関として、これらの多様な教育内容を提供し、様々な年代の女性がそこから巣立ち、また必要な時には必要な教育を受けるためにいつ何時でも立ち帰ることができる教育の場であることが必要なのである。将来の日本社会を支える女性のあるべき姿への深い理解の上に立って、まさに品格と心映えのある環境と教育内容で、生涯にわたる女性教育を実施し、

社会の要請に確実に応えることが求められているのである。

〈註〉

- (1) 横山ひろみ 『高齢社会と教育Ⅰ－高齢社会と子どもの教育－』 児童教育学研究第15号 1996. 3. 神戸親和女子大学児童教育学会発行
- (2) 『図表にみる女の現在』 ミネルヴァ書房
- (3) 『明日が見えない』 朝日新聞社
- (4) 落合恵美子 『豊かさの中で』 "
- (5) 落合恵美子 『豊かさの中で』 朝日新聞社
- (6) 『明日が見えない』 "
- (7) 『ひと』 "
- (8) Colette Dowling *Cinderella Complex*
- (9) 『ひと』 朝日新聞社
- (10) 横山ひろみ 『ルソーの女子教育－その現代的視点から－』 神戸親和女子大学研究論叢 第27号 1994. 2
- (11) 前嶋 雅光 『神戸親和女子大学三十年史』 校祖友国晴子の項